

地方公共団体名	和歌山県
---------	------

1. 設置されている保健・福祉に関する事務所等

事務所等名	箇所数
福祉事務所	7
保健所(市町村保健センター)	7
児童相談所	2
婦人相談所	1
身体障害者更生相談所	1
知的障害者更生相談所	1
精神保健福祉センター	1

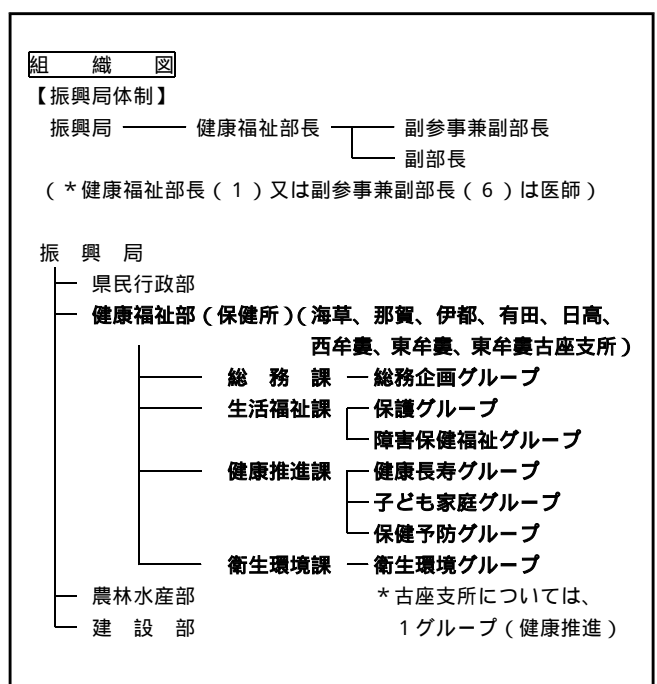
2. 統合事務所の概要

統合事務所名	振興局健康福祉部
統合事務所箇所数	7箇所(1支所)
統合時期	平成10年4月

統合事務所名	子ども・障害者相談センター
統合事務所箇所数	1箇所
統合時期	平成7年10月

和歌山県においては、県事務所等主な地方機関を統合した振興局設置に伴い、平成10年4月に福祉保健を担当する部として健康福祉部を設置するとともに、健康福祉部に福祉事務所を設置、保健所職員についても健康福祉部職員に兼務発令を実施した。

平成12年4月には、福祉・保健・医療施策の充実・一元化を図るために、保健・医療担当課と福祉担当課に区分されていた健康福祉部・保健所の内部組織を対象者別に再編し、組織名としての「福祉事務所」を廃止するとともに医療圏域と保健所の所管区域を一致させる等の再編を行った。



振興局健康福祉部は、地域保健法による保健所を兼務しており、組織としては、総務課、生活福祉課、健康推進課、衛生環境課の4課となっている。

総務課においては、部の企画立案、市町村等の指導助言を行っている。生活福祉課においては、保健師や精神相談員との連携のもと、生活保護や障害者業務を行っている。健康推進課においては、保健師や栄養士もあり、高齢者、母子・児童、感染症対策等の保健・福祉連携の業務を行っている。衛生環境課においては、薬剤師、獣医師等の連携のもと食品、環境、廃棄物、薬事等の県民の安全を守る業務を行っている。

また、和歌山市において、児童相談所、身体及び知的障害者更生相談所を統合し、子ども・障害者相談センターとして精神科医が児童のメンタルヘルスに対応するとともに障害児(者)に関する相談窓口を一元化している。

3．統合効果

(1)住民サービスの向上

振興局健康福祉部においては、保健・医療・福祉等の住民サービスの窓口の一元化が図られていることにより、児童虐待防止対策の総合的推進や乳幼児検診等の保健分野と障害児の療育相談及びサービスの提供などの総合的な対応が可能となっていること、また、精神、知的、身体の各障害及び難病に関する相談に対して、精神保健福祉相談員並びに保健師、福祉職、事務職が相互に補完しながら対応できるようになっているなど、個々の利用者への対応ができサービス向上が図られている。

また、統合により、住民サービスや職員の資質の向上のため、保健・福祉相互に知識吸収のケース事例スタディが可能となっている。

(2)組織・人員

振興局健康福祉部の設置により、保健・医療・福祉分野に関する統括部門として総務課に総務企画グループを設置し部内の調整を図るとともに、各課において業務を対象者別に編成し、保護、障害保健福祉、健康長寿、子ども家庭、保健予防、衛生環境のグループを設置、保健・医療・福祉の総合的なサービス提供を推進している。

さらに、保健師、栄養士、精神の相談員などを福祉部門において配置することにより、保健・福祉の連携補完がとれるようになっている。

また、福祉事務所機能である生活保護業務において、課内で保健所機能である保健師等との密接な連携ができ、一元化したサービス提供が可能となった。



(3)施設・設備

旧福祉事務所と旧保健所を統合したことにより、総務部門の効率化並びに個別管理であった公用車の集中管理、運用が有効的に図られている。

(4)行政運営

和歌山県においては、振興局健康福祉部における保健・医療・福祉分野の統合により、老人福祉、介護保険、老人保健にかかる県内市町村に対する技術的助言などが一体的に行えるようになり、市町村における高齢者の生きがいサポートや介護予防、相談等のサービス提供を積極的に支援している。児童福祉の面では、保育所指導監査の調理室等衛生面の適正な指導ができ、児童処遇の向上につなげている。

また、統合により保健所の圏域と福祉事務所の圏域が統一され、住民の立場からは一箇所（健康福祉部）で相談等が受けられるようになっている。

担当：和歌山県福祉保健部社会福祉局福祉保健総務課	
TEL	073-441-2471
FAX	073-425-6560

